

秩父神社社殿に関する研究



AK14100 細田 仁太

Keywords

秩父神社 放射性炭素同位体 年代判定
権現造 妙見信仰

1. はじめに

1.1 研究目的

埼玉県秩父市にある秩父神社は、社殿が埼玉県有形文化財に指定されている、天正20年(1592)建立の神社である。しかし、昭和42年(1967)の解体修理工事では、それまでと異なる形で改修がなされたため、「建物の歴史的価値を減ずる結果」という評価がなされた。そのため研究室では2012年～2013年にかけて、まず幣拝殿の昭和42年(1967)改修工事に関する研究を行った。そこで、今回は秩父神社の本殿に注目し、天正20年(1592)棟札が残るこの社殿を研究することにより、その歴史的価値を再評価する。

1.2 研究方法

本研究では、①放射性炭素同位体を利用した年代判定、②埼玉県における権現造の成立、③妙見信仰の変遷、これらを研究することで、社殿の歴史的価値を考察する。

1.3 調査日程

- 4月～8月 先行研究まとめ
- 8/21 本殿部材の調査
- 9/28 ¹⁴C用試料採取及び小屋組実測調査
- 10/17 修理工事会社での図面調査
- 11/19 竹中大工道具館への聞き取り調査

2. 秩父神社について



写真1 秩父神社拝殿正面

2.1 概要

所在：埼玉県秩父市番場町1-3

指定：埼玉県指定文化財(昭和30年11月1日)

祭神：八意思兼命、知知夫彦命、天之御中主神、秩父宮雍仁親王

社格：旧国弊社、別表神社、式内宮

創建：崇神天皇10年(573年)

摂末社：東照宮、天満天神社、他複数

2.2 由緒

平安時代の典籍「先代旧事紀一國造本紀一」によると、二千有余年前、第十代崇神天皇の御代に知知夫国の初代国造に任命された八意思兼命の十世の子孫、知知夫彦命が祖神を祀った。その後、允恭天皇の時代(五世紀前半)、彦命の九世の孫、知知夫狭平男が彦命を奉斎した。

元亀元年(1570)に武田晴信の兵火により社殿・宝物の多くを焼失した後、天正20年(1592)に新たに社殿を造営した。これが、現在ある秩父神社の前身である。

その後、幾度かの改築・修復などを経て、昭和45年(1970)に現在の社殿が竣工された。

2.3 社殿

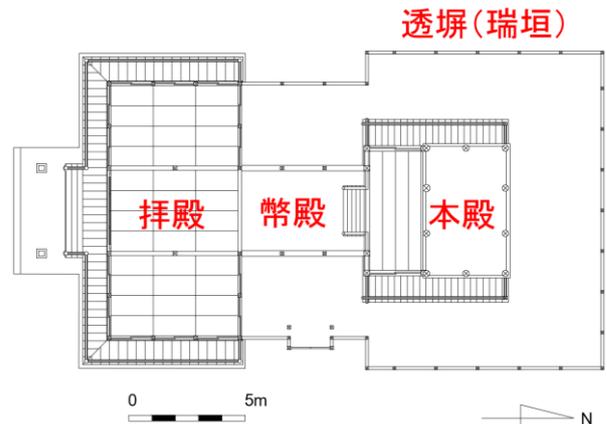


図1 社殿平面図

(1)本殿

桁行三間、梁間身舎二間庇一間、内陣柱に円柱、外陣柱に角柱を用いた三間社流造。前面に三間の庇があり、幣殿が取り付く。屋根は銅板葺、軒は二重繁垂木である。庇正面に階、登高欄をつける。身舎柱と庇柱間は海老虹梁で繋いでいる。

(2)幣殿

桁行三間、梁間一間、拝殿と本殿を繋ぐ天井は小組格天井、屋根は銅板葺、軒は二重疎垂木である。

(3) 拝殿

桁行五間、梁間三間、前面に一間の庇がある。屋根は銅板葺で、千鳥破風と唐破風をつけ、軒は二重疎垂木である。庇は二本の柱で支えられ、繫虹梁はない。中央に階、登高欄があり、水引虹梁端部に天馬の木鼻、庇柱に獅子鼻を用いる。

2.4 意匠の変遷

秩父神社は度々改築が行われており、昭和30年(1955)に埼玉県指定文化財に昇格した後、昭和37年(1962)に社殿改築の変遷について考察が行われた。さらにその後、昭和42年(1967)に改修を経たことで、意匠の変遷は下記の四段階となった。

表1 改築の変遷

元号	西暦	出来事
天正20年	1592	本殿建築。独立本殿で意匠的・時代的に統一されていた
天和2年	1682	幣殿を繋ぎ彫刻装飾の多くを随所に付加し、極彩色を施す
江戸 末期		幣殿・拝殿の屋根を改築すると共に、本殿の檜皮葺の上に銅板を重ねた
昭和42年	1967	昭和41年の台風被害により改修工事を行う。江戸末期とは異なる意匠で拝殿を中心とした改修

3. 年代判定

3.1 放射性炭素同位体について

炭素原子には¹⁴Cという放射性同位体が存在し、気圏、水圏、生物圏に等しい濃度で分布する。生物の遺骸中にある¹⁴Cは、半減期5570年でβ崩壊し次第に減少する。これを利用し、伐採されてからの年数を判定する。

3.2 測定方法

加速器質量分析法(AMS法)を用いて行う。これは炭素中の¹⁴C原子を直接数える方法で、わずかな試料量で測定誤差が小さくなる。また、ウイグルマッチング法を用い、より高い精度で年代幅を絞り込む。これは、年代間隔がわかる試料を対象に較正曲線のパターンにマッチングすることによって、較正の精度を高める方法である。

3.3 測定箇所

本研究では、本殿より床下柱3本、地上外部柱1本、小屋梁1本、小屋檜首1本を選定し採取を行った。これらの材は、見た目の古さと仕上げの様子から選定された。試料採取箇所は図2に示す。

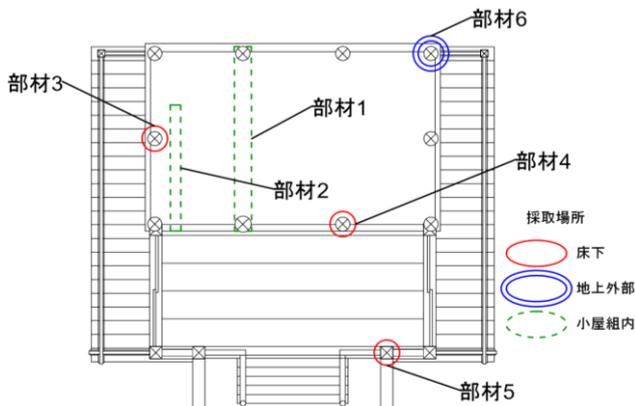


図2 試料採取箇所

3.4 測定結果

測定結果を表2に示す。

表2 年代測定結果

		暦年代範囲	中央値
小屋裏梁	部材1	1675-1676・1676-1677・1677-1678	1676・1677・1678
		1678-1679・1679-1680・1680-1681	1679・1680・1681
		1737-1786・1794-1807・1929-1954	1762・1801・1940
小屋裏檜首	部材2	1443-1466	1455
床下柱1	部材3	1551-1594	1573
床下柱2	部材4	1322-1342・1385-1407	1332・1396
床下柱3	部材5	1528-1554・1636-1655	1541・1646
地上外部柱	部材6	1531-1556	1544

まず小屋裏梁(部材1)だが、測定の結果17世紀後半～19世紀初頭、20世紀前半～中頃という年代範囲が出た。これは、社殿が建立した天正20年(1592)よりも新しく、その後の改築の際に後補材として用いられたものであることがわかる。可能性としては天和2年(1682)、江戸末期、昭和42年(1967)の改築が考えられるが、年輪の計測が困難でウイグルマッチングが出来ないため、これ以上年代を絞り込むことは困難である。

次に小屋裏檜首(部材2)であるが、測定結果は1455年で建立年より140年ほど古い、それ以前の社殿は正和3年(1314)に建立となっているので、古材と考えると年代が合致しない。よって、天正材である可能性がかなり高いと考えられる。140年も古い計測値が出た理由としては、別建物の古材の再用か、最終年輪の更に外側を製材の過程で大きく切削してしまったためだと考えられる。

次に床下柱1(部材3)と地上外部柱(部材6)であるが、それぞれ1573年と、1544年という結果が出ており、これは本殿が建立された年代より20～30年ほど古い。最終形成年輪が残存していなかったことから、実際に伐採されたのは測定値よりも新しいと考えられるが、20～30年の差は妥当なものと考えられるので、これらの部材は天正材であると考えられる。

次に床下柱2(部材4)であるが、測定結果は1332、1396年で建立年より200～260年ほど古い。しかし、小屋裏の檜首と同様、前身建物の古材と考えると年代が合致しないため、別の古材ないし天正材である可能性がかなり高いと考えられる。

最後に床下柱3(部材5)であるが、測定結果は1541、1646年の二つの可能性がある。この部材は幣殿の柱であるため天和期のものと考えられるが、天正材の転用である可能性もある。測定結果を見ても、それぞれ天正期の建立より50年ほど前と天和期の改築より40年ほど前であり、天正材か天和材かを判断することが出来ない。

3.5 年代判定考察

今回行った放射性炭素同位体による年代判定では、本殿より小屋裏の檜首1本、床下柱2本、地上外部柱1本の計4本の材が天正期に用いられた材と推定できる。

通常、建立年代が古い建造物ほど、災害や老朽化などの原因から修復・改築が多く行われている可能性が出て

くる。そうすると、建立当初の部材(当初材)が現存している建造物に残っていない、あるいはどの部材が当初材かわからない、といった建造物が出てくる。これは、たとえ建立年代が古くとも、現存する建造物そのものの歴史的価値とはそぐわない結果となってしまう。秩父神社はこれまで、天正の建立当初の材の有無は不明であったため、この調査は秩父神社社殿の歴史的価値を再評価する結果となったと言えるだろう。

4. 権現造

4.1 権現造とは

権現造とは、本殿・幣殿・拝殿が一つながりになった建築様式で、上から見ると棟の形がエの字型をしているのが特徴である。桃山時代以降に神社建築に広く用いられるようになった様式で、北関東周辺に多く現存する。代表的な建造物に、静岡県の大宮山照宮、京都府の北野天満宮、埼玉県の歓喜院聖天堂などがある。

4.2 埼玉県内の権現造

2013年度、芝浦工業大学/内藤香による研究「秩父神社社殿に関する研究」の中で埼玉県の権現造について触れているので、その概要をまとめる。

埼玉県にある国宝・重要文化財・国の有形指定文化財・県指定文化財・市町村指定文化財のうち、現在も権現造の様式を保っているのは、氷川女體神社・三芳野神社・古尾谷八幡神社・箭弓稲荷神社・秩父神社・棕神社・金鑽神社・八幡神社・歓喜院聖天堂・八宮神社社殿の十棟である。まず、各建造物の建立年代と権現造として成立した年代を表3に示す。

表3 埼玉県内の権現造建造物

	建立年代	権現造成立年代	指定
三芳野神社	不明	1656	県指定
氷川女體神社	1667	1667	県指定
秩父神社	1592	1682	県指定
古尾谷八幡神社	1722	1722	県指定
箭弓稲荷神社	1835	1835	県指定
棕神社	1627	1789	町指定
金鑽神社	1724	1850	市指定
八幡神社	不明	1745	県指定
歓喜院聖天堂	1744	1760	国宝
八宮神社社殿	1833	1833年以降	県指定

本殿のみの単体建築から複合建築へと改築する流れは関東全域で見られるが、埼玉県においては、1656年に三芳野神社が権現造となったことに始まり、1667年の氷川女體神社、1682年の秩父神社と続いている。このことからわかるように、埼玉県内で初めて権現造とした三芳野神社と比べても秩父神社は30年しか変わらないことから、秩父神社は埼玉県内で早期の権現造様式とみることが出来る。また、埼玉県内唯一の国宝指定である歓喜院聖天堂は、建立年代と権現造成立年代のどちらも秩父神社より新しいことがわかる。

5. 妙見信仰

5.1 妙見信仰とは

妙見信仰とは北極星が神格化したもので、その周囲を回る北斗七星も信仰の対象とされることが多い。古くは北辰信仰とも呼ばれており、紀元前数千年前のイラクやイランにあたる古代中東の地域や、バビロニアの砂漠の遊牧民が、方角を確認する目的を含めて北極星を神として信仰していたことに始まる。やがて遊牧民を通じて中国に伝わると、天門道や道教と習合し仏教に取り入れられ、妙見菩薩への信仰となった。

5.2 日本における妙見信仰

日本に初めて北極星を信仰する習わしが伝わったのは6世紀半ばの推古天皇の時と考えられており、中国、あるいは朝鮮半島からの伝来とされている。古代日本には天体に関する神話が欠如しており、天体に関する興味が希薄だったため、天文学や占星術等の知識は、ほとんどが古代中国や朝鮮半島からの輸入だった。

平安中期以降になると、日本における仏教(特に密教)と陰陽道が絡まりあい複雑化していき、妙見菩薩の像容は童子形や童女形など多様化していく。10世紀初頭頃には、天台宗寺門派が妙見を「尊星王」と呼んで、尊星王法が特別な修法とした。一方で陰陽道では妙見を「北君」と呼び、「宅神」という祟り神の一種とされた。

平安末期頃になると、北極星や北斗七星のような「星」を崇める武士団が現れる。特に妙見を信仰する武士団は、これを軍神として崇めていた。

中世以降になると妙見を篤く信仰する一族が数多く増えていく。代表的なものに千葉氏、相馬氏、大内氏、そして秩父氏があげられる。

5.3 秩父地方における妙見信仰

秩父神社の妙見菩薩とは、秩父平氏にとっては北辰玄武の神、弓矢守護の仏天、民衆にとっては富貴延命、攘災招福をもたらす尊き菩薩として、多くの崇敬があった。特に中世以降の庶民的受容は、日常生活に基づく現世幸福の要望であり、養蚕・機織の神としての傾向が強かった。この信仰の結集が、秩父絹の盛業となり、江戸期の絹大市へと繋がっていく。



図3 秩父神社の妙見神像

嘉禎2年(1236)の落雷により秩父神社の社殿が焼失した際、平良文を祖とする秩父平氏が市内に勧請した妙見菩薩と習合し、秩父地方における神仏一体の信仰のきっかけ

けを作った。妙見菩薩が習合したことで、社号は「妙見宮秩父神社」に、神体山は「妙見山」になった。この妙見山とは現在の武甲山のことで、古くより石灰岩の採掘が行われている。妙見信仰と鉾山開発との関係は他の地域にもみられ、島根県の石見銀山は大内氏が妙見の託宣により発見したと言われている。



写真2 神体山である武甲山

神仏分離により妙見宮の名は廃され、妙見菩薩は天皇家の祖神の一つで妙見と同様な神である「天之御中主神」に変更されたが、地元ではいまだに秩父神社を妙見様と呼ぶ人も多く、神社の近くには「妙見」と名の付く店や公園も見受けられた。また郡内の村々にも妙見を信仰する社が存在しており、その中でも、小鹿野町藤原の倉尾神社、皆野町金沢の元萩神社、長瀬町矢那瀬の霧ノ宮、東秩父村安戸の身形神社、ときがわ町大野の大野神社、飯能市上名栗の星宮神社、飯能市北川の喜多川神社が有名で、秩父七妙見と呼ばれている。



写真3 妙見の森公園

秩父神社では毎年12月に「秩父夜祭」が行われている。これは、京都の八坂神社の祇園祭、飛騨の高山祭とともに日本三大曳山祭りといわれており、国の重要無形民俗文化財、ユネスコ無形文化財に登録されている。秩父夜祭では四台の屋台と二台の笠鉦が太鼓とお囃子の音と共に秩父神社を出て、「御旅所」という祭祀場へ向かう。大祭当夜、祭祀場にある妙見神を象徴する亀の形をした石像の背中に、山神である白紙の御幣と藁でできた蛇を飾った棒を突き立てる。

5.4 黒田氏による妙見社の研究

神戸大学の教授である黒田龍二氏は、著書の「名草神社建造物調査報告書」で、名草神社と共に妙見信仰について触れている。名草神社は兵庫県養父市にある神社で、神仏分離以前は妙見社、妙見宮と呼ばれていた。本殿は宝暦4年(1754)、拝殿は元禄二年(1689)の建立であり、共に県指定有形文化財である。本殿の内々陣は正面柱間が七間あるのが特徴で、それぞれに扉があることから、北斗七星を象するような構成に仕上げたと推定される。

また、武士団が信仰した妙見社として国指定重要文化財の相馬中村神社(福島県)、県指定文化財の秩父神社、県指定文化財の八代神社(熊本県)、興隆寺妙見社(山口県)、千葉神社(千葉県)を上げ、その中で相馬中村神社、秩父神社、八代神社と、近畿地方の類例として能勢妙見を比較している。これらは信仰的には妙見信仰で共通しているが、すべてに共通する建築様式はない。相馬中村神社と秩父神社は本殿が流造で、この二社と八代神社が権現造に類似した形である。国指定重文の相馬中村神社は寛永20年(1643)に建立された。今回¹⁴C年代測定により天正20年(1592)の天正本殿を活かして複合社殿にしたことが判明した秩父神社はこれより古く、重要文化財となる価値は十分にある。

6. まとめ

本研究では秩父神社に関して「年代測定」、「権現造の成立」、「妙見信仰の変遷」の三つの側面から研究を行ってきた。それぞれについて成果を上げることができたが、年代判定で建立当初の材が見つかったことと、秩父神社が埼玉県内における権現造の早期事例であったことは、歴史的価値の再評価に繋がると考えられる。また、秩父神社の妙見信仰と秩父地方の繁栄に関する事柄は、同社の学術的価値を高める結果になったと考えられる。秩父神社は単に建立年代が古いというだけでなく、秩父地方に広く根差した神社であるということがわかった。

参考文献

- 1) 『¹⁴C年代測定法』遠藤邦彦 ニュー・サイエンス社 1978年5月
- 2) 『築何年? -炭素で調べる古建築の年代研究-』坂本稔・中尾七重、他 吉川弘文館 2015年3月
- 3) 「秩父神社の復原研究—自然災害による改修の意図—」木下早紀 『2012年度芝浦工業大学卒業論文』 2013年3月
- 4) 「秩父神社社殿に関する研究」内藤香 『2013年度芝浦工業大学修士論文』 2014年3月
- 5) 『大内氏の領国支配と宗教』平瀬直樹 塙書房 2017年3月
- 6) 「祭祀民俗誌における妙見信仰—千葉神社・寒川神社の事例を中心に—」小村純江 『日本民俗学』 282号43-64頁 2015年5月
- 7) 『渡来の女神・妙見』相原文二 文芸社 2009年11月
- 8) 『秩父夜祭』藪田稔 さきたま出版会 2005年11月
- 9) 『名草神社建造物調査報告書』黒田龍二 養父市教育委員会 2008年3月